

函館市のあらまし

函館市は、北海道の南端部に位置し、恵まれた自然、集積した都市機能、歴史と伝統に培われた文化など数多くの優れた特性を背景に、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北海道の中核都市として成長してきました。

平成16年12月の近隣4町村との合併を契機に、平成17年10月に政令指定都市に準じた事務権限を持つ「中核市」へと移行し、また、平成28年3月には北海道新幹線が開業し、まちに活気と賑わいが生まれており、中心市街地の活性化や地域特性を生かしたまちづくりを進めているところです。

福祉分野においては、誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことを目的に平成14年7月に「福祉のまちづくり条例」を施行し、市民や事業者が一体となった地域福祉推進の取り組みを進めており、平成24年4月には、市立障がい児・者施設である青柳学園、あおば学園、ともえ学園について、各事業間の連携による効果的なサービス提供を行うため統合整備し、療育機能の充実を図ることを目的として新たにはこだて療育・自立支援センターを開設しました。

また、平成31年3月には、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていくため、「第4次函館市地域福祉計画(2019～2028年度)」を策定しました。

さらに、令和3年3月には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため「第9次函館市高齢者保健福祉計画および第8期函館市介護保険事業計画(令和3～5年度)」を策定したほか、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を提供する体制を確保するため「第7期函館市障がい福祉計画(令和6～8年度)」を策定しています。

国の構造改革や本格的な地方分権の推進など、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しているなか、今後も地域特性を生かしながら、豊かな市民生活を実現し、魅力にあふれ個性豊かなまちづくりを進めていくため、「人が輝き まちが輝く 交流都市 はこだて」を将来像に、様々な交流を通じて、文化や産業をはぐくみ、新たな価値を生み出す地域社会の創造をめざしていきます。

1 位置と面積

面積	位置(市役所を中心とする)		広ぼう	
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北
677.87km ²	140度44分	41度46分	41.1km	32.8km

2 函館市の人口、世帯数の推移

(各年度4月末現在)

年度	R4	R5	R6
人口	246,395人	242,464人	238,435人
男	112,016人	110,367人	108,536人
女	134,379人	132,097人	129,899人
世帯数	140,637世帯	139,798世帯	138,824世帯

機構表

		【主査】	【担当】	単位:人 【会計年度 任用職員・ 嘱託職員】		
保健福祉部 【部長1】	保健福祉部 (次長1)	管理課 (課長:1)	庶務係	1	7	1
			社会援護担当	1		1
			苦情処理担当	1	②	2
		地域福祉課 (課長:1)	地域福祉担当	2	3	
			福祉推進担当	1	1	
		指導監査課 (課長:1)	社会福祉法人・施設担当	2	1	
			障がい等担当	1	1 ①	
			高齢者担当	3	6	1
		地域包括ケア推進課 (課長:1)	支援体制担当	1	2	
			医療・介護連携担当	1	1	
			福祉拠点担当	2	1	
		臨時特別給付金担当 (担当課長:1)	臨時特別給付金担当	2	3	
			企画・管理担当	1	2	
		介護保険課 (課長:1)	介護サービス担当	1	7	1
			介護認定担当	1	6 ①	16
			介護保険料担当	1	7 ①	5
			介護予防担当	2	3	1
		高齢福祉課 (課長:1)	家族介護支援・認知症担当	1	2	2
			相談支援窓口	2	7	2
			健康増進担当	5	10	3
障がい保健福祉課 (課長:1)	相談支援・精神保健担当	3	13 ①	11		
	公費医療等担当	2	4	1		
	社会参加・事業担当	2	3	1		
	給付管理担当	1	4	1		
	障がい者スポーツ大会担当	1	1	3		
生活支援総務課 (課長:1)	管理担当	1	4	3		
	健康管理支援担当	1	2	3		
	不正受給対策担当	1		2		
	第1担当	1	5 ⑤	1		
生活支援課 (課長:1)	第2担当	1	7 ①	3		
	第3担当	1	6			
	第4担当	1	7	2		
	第5担当	1	7			
	第6担当	1	5 ①			

函館市福祉事務所
【所長1】

単位：人

【主査】 【担当】 【会計年度
任用職員・
嘱託職員】

保健所【所長1】	保健所（次長1）	湯川福祉課 （課長：1）	福祉担当	1	4	1
			生活支援第1担当	2	9	1
			生活支援第2担当	1	8	1
			生活支援第3担当	1	7	1
		亀田福祉課 （課長：1）	福祉担当	1	5	4
			介護・高齢・ 障がい相談窓口	2	6	3
			生活支援第1担当	1	7	1
			生活支援第2担当	1	7	2
			生活支援第3担当	1	8	1
			生活支援第4担当	1	7	2
戸井福祉課 （課長：1）	主査	(1)	(2) (1)			
恵山福祉課 （課長：1）	主査	(2)	(4) (1)	(1)		
	つつじ保育園	(1)	(5)	(7)		
楸法華福祉課 （課長：1）	主査	(2)	(3)			
南茅部福祉課 （課長：1）	主査	(2)	(1) (1)	(1)		
はこだて療育 ・自立支援センター （課長：1）	主査	7	20 ③	46		
保健所【所長1】	保健所（次長1）	地域保健課 （課長：1）	企画担当	1	1	3
			医務担当	1	2	
			薬事担当	1	3	
		生活衛生課 （課長：1）	環境衛生担当	3	3 ①	3
			食品衛生担当	2	5 ①	1
		保健予防課 （課長：1）	感染症・難病担当	3	13	2
食肉検査所 （課長：1）	主査	2	3	3		
衛生試験所 （課長： 生活衛生課長兼務）	微生物担当	1	2			
	理化学担当	1	2	1		

単位：人
【会計年度
任用職員・
嘱託職員】

	【主査】	【担当】			
子どもサービス課 (課長:1)		認定・入退所担当	(1)	(3)	(6)
子育て支援課 (課長:1)		医療助成担当	(1)	(3)	(1)
		母子児童担当	(2)	(6)	(6)
子ども見守り・相談課 (課長:1)		要保護児童等支援担当	(3)	(6)	(5)

- ※ は福祉事務所に属するもの
 ※ ○内数字は再任用職員数
 ※ ()内数字は兼務職員数

保健福祉部の職員数

(単位：人)

保健福祉部長 保健所長	保健福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長	課 長	主査	担当	計	再任用	会計年度 任用職員・ 嘱託職員
2	3	18	84	255	362	18	139

※ 令和7年7月1日現在(兼務職員数を除く)

事務分掌

保健福祉部

管理課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- (2) 旧軍人等の恩給に関する事。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関する事。
- (4) 行旅病人および行旅死亡人に関する事。
- (5) 災害救助に関する事。
- (6) 援護寄託品に関する事。
- (7) 日本赤十字社に関する事。
- (8) 社会福祉思想の啓発に関する事。
- (9) 斎場に関する事。
- (10) 福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する事。
- (11) 福祉サービス苦情処理委員に関する事。
- (12) 社会福祉施設整備事業に関する事。

庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関する事。

地域福祉課

- (1) 民生委員および児童委員に関する事。
- (2) 民生委員推薦会に関する事。
- (3) 社会福祉協議会に関する事。
- (4) 総合福祉センターに関する事。
- (5) 総合福祉センター運営委員会に関する事。
- (6) 社会福祉審議会に関する事。
- (7) 地域福祉および福祉のまちづくりの推進に関する事。
- (8) 福祉のまちづくり推進委員会に関する事。
- (9) 介護人材確保に関する事。
- (10) 老人福祉センターに関する事。

指導監査課

- (1) 社会福祉法人、社会福祉施設および社会福祉連携推進法人の指導および監査に関する事。
- (2) 社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (3) 社会福祉事業（他の主管に属するものを除く。）の許可等に関する事。
- (4) 社会福祉連携推進法人の認定等に関する事。
- (5) 介護保険法に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。

- (7) 有料老人ホームの届出等ならびに運営の指導および監査に関すること。
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等ならびに運営の指導および監査に関すること。
- (9) 養介護施設従事者等による高齢者の虐待の防止に関すること。
- (10) 社会福祉施設等の整備の助成（他の主管に属するものを除く。）に関すること。

地域包括ケア推進課

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (3) 生活支援体制整備事業に関すること。
- (4) 医療・介護連携の推進に関すること。
- (5) 福祉コミュニティエリアに関すること。
- (6) 福祉拠点に関すること。
- (7) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

介護保険課

- (1) 高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険料の収納管理および過誤納金の還付等に関すること。
- (3) 介護保険事業に係る報告等に関すること。
- (4) 介護給付等費用適正化事業に関すること。
- (5) 保険給付等に関すること。
- (6) 介護予防・生活支援サービス事業に関すること。
- (7) 損害賠償請求および返納金に関すること。
- (8) 要介護認定および要支援認定に関すること。
- (9) 介護認定審査会に関すること。
- (10) 被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (11) 介護保険料の賦課および収納に関すること。
- (12) 滞納処分に関すること。

高齢福祉課

- (1) 高齢者福祉および介護の総合相談に関すること。
- (2) 認知症施策の推進に関すること。
- (3) 一般介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者の虐待の防止に関すること。
- (5) 施設措置費負担金，使用料等の収納に関すること。
- (6) 高齢者に対する公共交通機関の乗車料金の助成に関すること。
- (7) 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。

健康増進課

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 健康づくりの計画に関すること。
- (3) 健康づくり事業の企画および調整に関すること。
- (4) 食育の推進に関すること。
- (5) 栄養の指導および調査に関すること。
- (6) 歯科保健（乳幼児歯科健診に係るものを除く。）に関すること。
- (7) 健康増進法に基づく健康増進事業（肝炎ウイルス検診に係るものを除く。）に関すること。
- (8) 食品表示法に関すること（国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項および食品等の収去に係るものを除く。）。
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に関すること。
- (10) がんの予防および早期発見の推進に関すること。
- (11) 石綿による健康被害の救済に関すること。

障がい保健福祉課

- (1) 障がい者基本計画および障害福祉計画に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定等に関すること。
- (3) 指定自立支援医療機関に関すること。
- (4) 障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に関すること。
- (5) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (6) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (7) 重度心身障害者医療費助成に関すること。
- (8) 自殺予防対策連絡会議に関すること。
- (9) 自殺予防普及啓発事業等に関すること。
- (10) 障害者の虐待の防止に関すること。

生活支援総務課

- (1) 生活保護に係る医療機関等の指定等に関すること。
- (2) 生活保護に係る医療機関等の運営指導に関すること。
- (3) 生活保護に係る返還金および徴収金の収納に関すること。
- (4) 生活保護に係る損害賠償請求に関すること。

生活支援課

- (1) 浮浪者の送還に関すること。

湯川福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

- (5) 高齢者および障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび申請の受付に関すること。
- (6) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (7) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

亀田福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 日本赤十字社に関すること。
- (5) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 高齢者の虐待の防止に関すること。
- (7) 高齢者および障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび申請の受付に関すること。
- (8) 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。
- (9) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (10) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (11) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 障害者の虐待の防止に関すること。

福祉事務所

高齢福祉課

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。

障がい保健福祉課

- (1) 障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (3) 介護給付費等の支給に関する審査会に関すること。
- (4) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (6) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関すること。
- (7) 特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当および福祉手当に関すること。

生活支援総務課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (2) 就労自立給付金および進学・就職準備給付金に関すること。
- (3) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関すること。

- (4) 生活保護の医療券に関すること。
- (5) 被保護者就労支援事業および被保護者健康管理支援事業に関すること。
- (6) 社会福祉統計に関すること。
- (7) 社会福祉の現業に関すること。

生活支援課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (2) 就労自立給付金および進学・就職準備給付金に関すること。
- (3) 被保護者就労支援事業および被保護者健康管理支援事業に関すること。
- (4) 社会福祉の現業に関すること。

湯川福祉課

湯川支所および銭亀沢支所の所管区域内の次に掲げる事項ならびに戸井支所，恵山支所，楸法華支所および南茅部支所の所管区域内の第6号，第7号，第9号，第10号および第11号に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (7) 就労自立給付金および進学・就職準備給付金に関すること。
- (8) 生活保護金品の交付ならびに就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関すること。
- (9) 生活保護の医療券に関すること。
- (10) 被保護者就労支援事業および被保護者健康管理支援事業に関すること。
- (11) 社会福祉の現業に関すること。

亀田福祉課

亀田支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関すること。
- (6) 特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当および福祉手当に関すること。

- (7) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (8) 児童扶養手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (10) 就労自立給付金および進学・就職準備給付金に関すること。
- (11) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関すること。
- (12) 生活保護の医療券に関すること。
- (13) 被保護者就労支援事業および被保護者健康管理支援事業に関すること。
- (14) 社会福祉の現業に関すること。

戸井福祉課

戸井支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (7) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関すること。

恵山福祉課

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 市立保育所等の入所，退所等に関すること。
- (5) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関すること。

- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関する
こと。

楯法華福祉課

楯法華支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (7) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関する
こと。

南茅部福祉課

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 認可保育所等の入所，退所等に関すること。
- (5) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (6) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金および進学・就職準備給付金の支給に関する
こと。

当初予算

一般会計

(単位：千円)

款 項 目	令和7年度 当初予算A	財源内訳(令和7年度分)					令和6年度 当初予算B	比較 A-B
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	道支出金	地方債	その他			
民生費	33,631,625	20,182,696	2,917,029	290,300	682,911	9,558,689	33,079,680	551,945
社会福祉費	13,989,703	5,591,550	2,910,184	290,300	569,737	4,627,932	13,706,870	282,833
社会福祉総務費	1,156,581	122,320	1,483	249,600	9,282	773,896	1,560,932	△ 404,351
障害者福祉費	11,104,230	5,464,261	2,731,063		13,288	2,895,618	10,477,344	626,886
重度心身障害者医療助成費	546,059		177,638		92,970	275,451	549,995	△ 3,936
療育・自立支援センター費	173,795			33,400	263,332	△ 122,937	116,269	57,526
老人福祉費	1,009,038	4,969		7,300	190,865	805,904	1,002,330	6,708
生活保護費	19,614,625	14,591,146	0	0	106,674	4,916,805	19,343,196	271,429
生活保護総務費	117,088	77,812				39,276	117,781	△ 693
扶助費	19,497,537	14,513,334			106,674	4,877,529	19,225,415	272,122
災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938	3,750	0
災害救助費	3,750		2,812			938	3,750	0
社会福祉施設整備資金費	6,500	0	0	0	6,500	0	6,500	0
社会福祉施設整備費	6,500				6,500	0	6,500	0
介護保険費	17,047	0	4,033	0	0	13,014	19,364	△ 2,317
介護保険事業費	17,047		4,033			13,014	19,364	△ 2,317
衛生費	1,629,861	42,983	48,907	130,500	146,227	1,261,244	1,330,729	299,132
保健衛生費	1,629,861	42,983	48,907	130,500	146,227	1,261,244	1,330,729	299,132
保健衛生総務費	402,920	6,816	37,761	130,500	11,100	216,743	282,348	120,572
健康増進費	247,172	10,492	10,396		24,453	201,831	232,728	14,444
感染症等予防費	716,892	25,068	78			691,746	480,084	236,808
環境衛生費	67,680	607	672		43,965	22,436	171,049	△ 103,369
火葬場費	195,197				66,709	128,488	164,520	30,677
教育費	9,810					9,810	9,404	406
教育総務費	9,810					9,810	9,404	406
私立学校振興費	9,810					9,810	9,404	406
保健福祉部予算	35,271,296	20,225,679	2,965,936	420,800	829,138	10,829,743	34,419,813	851,483

国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

款 項 目	令和6年度当初予算A	令和7年度当初予算B	比 較 B-A
保健事業費	13,478	13,492	14
特定健康診査等事業費	12,048	12,062	14
特定健康診査等事業費	12,048	12,062	14
保健事業費	1,430	1,430	0
保健衛生普及費	1,430	1,430	0
合 計	13,478	13,492	14

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

款 項 目	令和6年度当初予算A	令和7年度当初予算B	比 較 B-A
総務費	269,469	237,706	△ 31,763
総務管理費	64,758	39,987	△ 24,771
一般管理費	62,621	37,937	△ 24,684
趣旨普及費	2,137	2,050	△ 87
徴収費	29,722	19,332	△ 10,390
賦課徴収費	29,722	19,332	△ 10,390
介護認定費	174,989	178,387	3,398
介護認定費	174,989	178,387	3,398
保険給付費	30,233,703	29,079,269	△ 1,154,434
介護諸費	29,237,773	28,145,809	△ 1,091,964
介護サービス給付費	29,211,565	28,119,307	△ 1,092,258
審査支払委託費	26,208	26,502	294
高額介護サービス費	995,930	933,460	△ 62,470
高額介護サービス費	873,499	822,186	△ 51,313
高額医療合算介護サービス費	122,431	111,274	△ 11,157
地域支援事業費	1,881,504	1,951,573	70,069
地域支援事業費	1,881,504	1,951,573	70,069
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,392,472	1,456,307	63,835
包括的支援等事業費	489,032	495,266	6,234
保健福祉事業費	0	0	0
保健福祉事業費	0	0	0
保健福祉事業費	0	0	0
基金積立金	146,745	127,317	△ 19,428
基金積立金	146,745	127,317	△ 19,428
介護給付費準備基金積立金	146,745	127,317	△ 19,428
諸支出金	10,101	10,101	0
過年度支出金	10,001	10,001	0
過年度支出金	1	1	0
第1号被保険者保険料還付金	10,000	10,000	0
還付加算金	100	100	0
還付加算金	100	100	0
職員費	479,503	499,083	19,580
職員費	479,503	499,083	19,580
一般部局職員費	479,503	499,083	19,580
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
合 計	33,031,025	31,915,049	△ 1,115,976